

九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更の認可に係る
異議申立て等に対する決定について (事案 2)(案)

令和元年 1 1 月 6 日
原子力規制委員会

1 . 経緯

原子力規制委員会が平成 2 7 年 5 月 2 7 日に決定した九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更の認可について、平成 2 7 年 7 月 2 4 日付けで異議申立て及び執行停止申立てがあった。また、平成 2 7 年 8 月 3 日に申立人らによる意見の陳述が行われた。

上記の申立てについて審理を進めてきたところ、原子力規制委員会としての見解の取りまとめに至ったことから、別添 1、2 のとおり決定する。

2 . 申立人らの主張要旨

【異議申立てについて】

申立人らの主張は多岐にわたるが、本件保安規定変更認可の対象とならないものを除けば、おおむね以下のとおりである。

- ・地震による波及的影響の防止について手順書に記載させていない。
- ・地震発生時の原子炉停止等の措置について手順書に記載させていない。
- ・電力会社に火山対策を一任している。
- ・異常時の運転操作基準が全電源喪失に伴うパラメータ監視の喪失を想定していない。

等

【執行停止申立てについて】

- ・上述のとおり違法で不当な行政処分であるため、本件処分の執行停止を申し立てる。

3. 原子力規制委員会の決定書案等について（別添1、2）

本件申立てについて、申立人らの主張に対する主文、事実及び決定の理由等は別添の決定書案等のとおりである。決定書案等の構成は次のとおり。

【異議申立てに対する決定書案（別添1）】

主文

本件異議申立を棄却する。

決定の理由

1. 申立人らについて
2. 申立人らの主張
3. 本件保安規定変更認可の違法又は不当について
4. 本件異議申立てに係る事由のうち本件保安規定変更認可に係る審査の対象ではないものについて
5. 結語

【執行停止申立てに対する決定案（別添2）】

本件保安規定変更認可については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

理由

- 第1 申立人らについて
- 第2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとは認められないことについて
- 第3 本案について理由がないとみえることについて
 1. 申立人らの主張
 2. 本件保安規定変更認可の違法又は不当について
 3. 本件異議申立てに係る事由のうち本件保安規定変更認可に係る審査の対象ではないものについて
- 第4 結論

4. 今後の予定

本決定を申立人に送達後、審理の結果、資料及び議事要旨について、原子力規制委員会ホームページに公開する。